

別表六の二（二十五）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が令和2年改正前の措置法第68条の15の7第2項《革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「個別帰属額基準額¹²」及び
 $(6) \times \frac{20 \text{又は} 15}{100}$

「総調整前連結税額基準額²⁰」の各欄は、
 $(19) \times \frac{20 \text{又は} 15}{100}$

「継続雇用者給与等支給増加割合4」の割合が0.03以上である場合には「又は15」を消し、その他の場合には「20 又は」を消します。